

「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援
及び差別禁止に関する条例 素案」
への意見公募手続 (パブリックコメント) について

1 条例制定の目的

本市では、新型コロナウイルス感染症の対応について、市民に最も身近な基礎自治体として、医療提供体制の充実をはじめ、市民の生命と健康を守り、安心して生活を送ることができるよう、感染拡大防止に全力で取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、本市におけるこれまでの取組を踏まえつつ、市、事業者が取り組むべき事柄を改めて明らかにするとともに、市民、事業者、施設等に対する「総合的支援」と、感染者等に対する偏見や誹謗中傷などの「差別的取扱いの禁止」を柱とした条例を制定しようとするものです。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例 素案」

(2) 募集期間

2021年(令和3年)1月12日(火)～2月10日(水)(必着)

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続(パブリックコメント)」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

② 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

- ア 行政情報センター(市役所本庁舎1階)
- イ 各市民センター(大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター)
- ウ あかし総合窓口(パピオスあかし6階)

| 閲覧場所 | 執務時間 |
|------------|--|
| ア 行政情報センター | 平日の 8 時 55 分～17 時 40 分 |
| イ 各市民センター | 平日の 8 時 55 分～17 時 15 分 |
| ウ あかし総合窓口 | 平日は 9 時～20 時、土日祝日（第 3 日曜日を除く）は 9 時～17 時 15 分まで |

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）」を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出先】 提出は下記の①～③のいずれかの方法でお願いします。

① 郵送

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4 番 7 号 あかし保健所 4 階
明石市感染対策局安全統括室 宛

② ファックス

FAX 078-918-5441

明石市感染対策局安全統括室 宛

※ 送信後、078-918-5090 へ着信確認をお願いします。

③ 電子メール

kansentaisaku@city.akashi.lg.jp

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例 素案」への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。

- ③ 住所・氏名・電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市感染対策局安全統括室（あかし保健所4階）

TEL：078-918-5090

FAX：078-918-5441

E-mail：kansentaisaku@city.akashi.lg.jp

（仮称）明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の制定について

全国的に新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の感染拡大に歯止めがかからない状況の中、現在も闘病しているご本人やご家族をはじめ、日常生活に影響を受けている市民や事業者の方々が増え続けています。また、感染者等に対する偏見や誹謗中傷により、こころの健康が脅かされるなどの二次被害の拡大の懸念も高まっています。

このような現状において、感染症の影響で苦しんでいる市民等を総合的に支援し、健康や日常生活を守ることが、「全ての市民にやさしいまちづくり」を掲げる本市の責務です。

そのため、感染症等から市民を守る決意を示し、実効性を確保するための「総合的支援」「差別的取扱いの禁止」を柱とした県内初となる条例の制定を目指します。

ポイント 1：総合的支援

感染症が発生しないよう、また、発生した場合でも市民への影響が最小限になるよう、市民、事業者、社会福祉施設等の施設に対し、総合的な支援を行います。

| 市民、事業者への支援 | 施設等への支援 |
|---|--|
| ①知識の普及啓発、まん延防止措置 ②情報提供及び助言、相談体制の充実 ③安心して日常生活を営むための支援 ④経済的負担の軽減を図るための支援 ⑤家族へ配慮した支援 | ①巡回指導、啓発活動 ②保健師等による指導及び助言 ③消毒支援 ④まん延防止のための資材や経費に係る支援 ⑤事業継続支援 |

ポイント 2：差別的取扱いの禁止

何人も、全ての者に対し、感染していることや過去に感染したことがあること等を理由とした差別的取扱いを禁止します。差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合は、被害者の救済を図るため、以下の支援を行います。

- | |
|--|
| ①相談、調査・指導、情報の提供 ②安心して日常生活を営むための支援 ③権利を擁護するために必要な支援 |
|--|

その他：市の責務等について規定

| 項目 | 要旨 |
|-----------|--|
| 市の責務 | ・感染症の発生やまん延を防止するための適切な措置を講じること ・感染症の影響を受ける市民への支援を適切に実施すること ・感染症に関する情報を適切に提供すること ・支援等を行うに当たり、市民やご家族の人権を十分尊重するとともに、患者のみならず、その家族も含まれていることに十分配慮すること |
| 事業者の責務 | ・自己の管理する場所又は施設において、感染症の発生やまん延を防止するための必要な支援を講ずるよう努めること ・感染症対策に協力するよう努めること |
| 関係機関等との連携 | ・市は、支援をより効果的に実施するため、医療機関をはじめとする関係機関や関係団体、事業者等と連携する |